

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月18日
【会社名】	スターティア株式会社
【英訳名】	STARTIA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
【電話番号】	03(5339)2101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 常務執行役員 管理本部長 橋本 浩和
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
【電話番号】	03(5339)2101(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 常務執行役員 管理本部長 橋本 浩和
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,209,600,000円 引受人の買取引受による売出し 432,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 246,240,000円
	(注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成23年2月7日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成23年2月7日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	560,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成23年2月18日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成23年2月18日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数439,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数121,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、114,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの幹事会社である日興コーディアル証券株式会社が当社株主かつ代表取締役社長兼最高経営責任者である本郷秀之(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照ください。
- 4 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照ください。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成23年2月28日(月)から平成23年3月2日(水)までのいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新株式発行	439,000株	948,240,000	474,120,000
	自己株式の処分	121,000株	261,360,000	
計(総発行株式)		560,000株	1,209,600,000	474,120,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成23年2月7日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定（注）1、2 発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定（注）1、2	未定（注）1	100株	自 平成23年3月3日（木） 至 平成23年3月4日（金） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成23年3月9日（水）

（注） 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況を勘案した上で、平成23年2月28日（月）から平成23年3月2日（水）までのいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価額、引受価額及び引受人の手取金をいう。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.startia.co.jp/ir/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成23年2月25日（金）から平成23年3月2日（水）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年2月28日（月）から平成23年3月2日（水）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年2月28日（月）の場合、申込期間は「自 平成23年3月1日（火）至 平成23年3月2日（水）」、払込期日は「平成23年3月7日（月）」

発行価格等決定日が平成23年3月1日（火）の場合、申込期間は「自 平成23年3月2日（水）至 平成23年3月3日（木）」、払込期日は「平成23年3月8日（火）」

発行価格等決定日が平成23年3月2日（水）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年2月28日(月)の場合、受渡期日は「平成23年3月8日(火)」

発行価格等決定日が平成23年3月1日(火)の場合、受渡期日は「平成23年3月9日(水)」

発行価格等決定日が平成23年3月2日(水)の場合、受渡期日は「平成23年3月10日(木)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 飯田橋支店	東京都新宿区揚場町1-21

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	256,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	76,000株	
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	76,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	76,000株	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	38,000株	
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	38,000株	
計	-	560,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,209,600,000	17,000,000	1,192,600,000

- (注) 1 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成23年2月7日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,192,600,000円については、317百万円を平成23年度第1四半期から平成26年3月までに設備投資資金に、339百万円を平成23年3月から平成25年3月までに長期借入金返済に、残額を平成23年度第1四半期から平成26年3月までに投融資資金に充当する予定であります。また、上記資金需要の発生までは、上記手取金は預金口座で管理する予定であります。

設備投資資金317百万円については、クラウドサービスの追加機能開発費用、クラウドサービスのハードウェア費用、社内基幹システム構築のためのソフトウェア開発費用及び社内基幹システムの保守・コンサルティングフィーに充当する予定であります。

また、投融資資金については、当社の連結子会社であるスターティアラボ株式会社において、電子ブック作成ソフト関連開発費用及びキャリア人材募集費用に充当する予定であります。

なお、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報

- 1 設備計画の変更」に記載の通りであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成23年2月28日(月)から平成23年3月2日(水)までのいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	200,000株	432,000,000	東京都新宿区 本郷秀之

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、114,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの幹事会社である日興コーディアル証券株式会社が貸株人より借り入れるオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照ください。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップ条項が付されておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成23年2月7日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1、2 発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	自平成23年3月3日(木)至平成23年3月4日(金) (注)3	100株	1株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 日興コーディアル証券株式会社	(注)4

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成23年2月28日（月）から平成23年3月2日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.startia.co.jp/ir/>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 株式の受渡期日は、平成23年3月10日（木）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成23年2月25日（金）から平成23年3月2日（水）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年2月28日（月）から平成23年3月2日（水）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成23年2月28日（月）の場合、申込期間は「自 平成23年3月1日（火）至 平成23年3月2日（水）」、受渡期日は「平成23年3月8日（火）」

発行価格等決定日が平成23年3月1日（火）の場合、申込期間は「自 平成23年3月2日（水）至 平成23年3月3日（木）」、受渡期日は「平成23年3月9日（水）」

発行価格等決定日が平成23年3月2日（水）の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
日興コーディアル証券株式会社	200,000株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

- 7 申込証拠金には、利息をつけません。

- 8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	114,000株	246,240,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 日興コーディアル証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、114,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの幹事会社である日興コーディアル証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.startia.co.jp/ir/>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成23年2月7日（月）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単 位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定(注)1	自 平成23年 3月3日(木) 至 平成23年 3月4日(金) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	日興コーディアル証券株式会社 及びその委託販 売先金融商品取 引業者の本店並 びに全国の各支 店及び営業所		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における受渡期日と同一とします。株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出しについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、114,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの幹事会社である日興コーディアル証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、114,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、日興コーディアル証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成23年3月24日（木）を行使期限として貸株人より付与されます。

日興コーディアル証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、日興コーディアル証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、日興コーディアル証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を借入株式の返還に充当する場合があります。

日興コーディアル証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた株式を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、日興コーディアル証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人から日興コーディアル証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成23年2月28日（月）の場合、「平成23年3月3日（木）から平成23年3月24日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月1日（火）の場合、「平成23年3月4日（金）から平成23年3月24日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月2日（水）の場合、「平成23年3月5日（土）から平成23年3月24日（木）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ当社株主かつ代表取締役社長兼最高経営責任者である本郷秀之は、日興コーディアル証券株式会社（以下「幹事会社」という。）に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日を終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約の締結日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）を売却しない旨を約束しております。

また、当社は幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  **STARTIA** を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

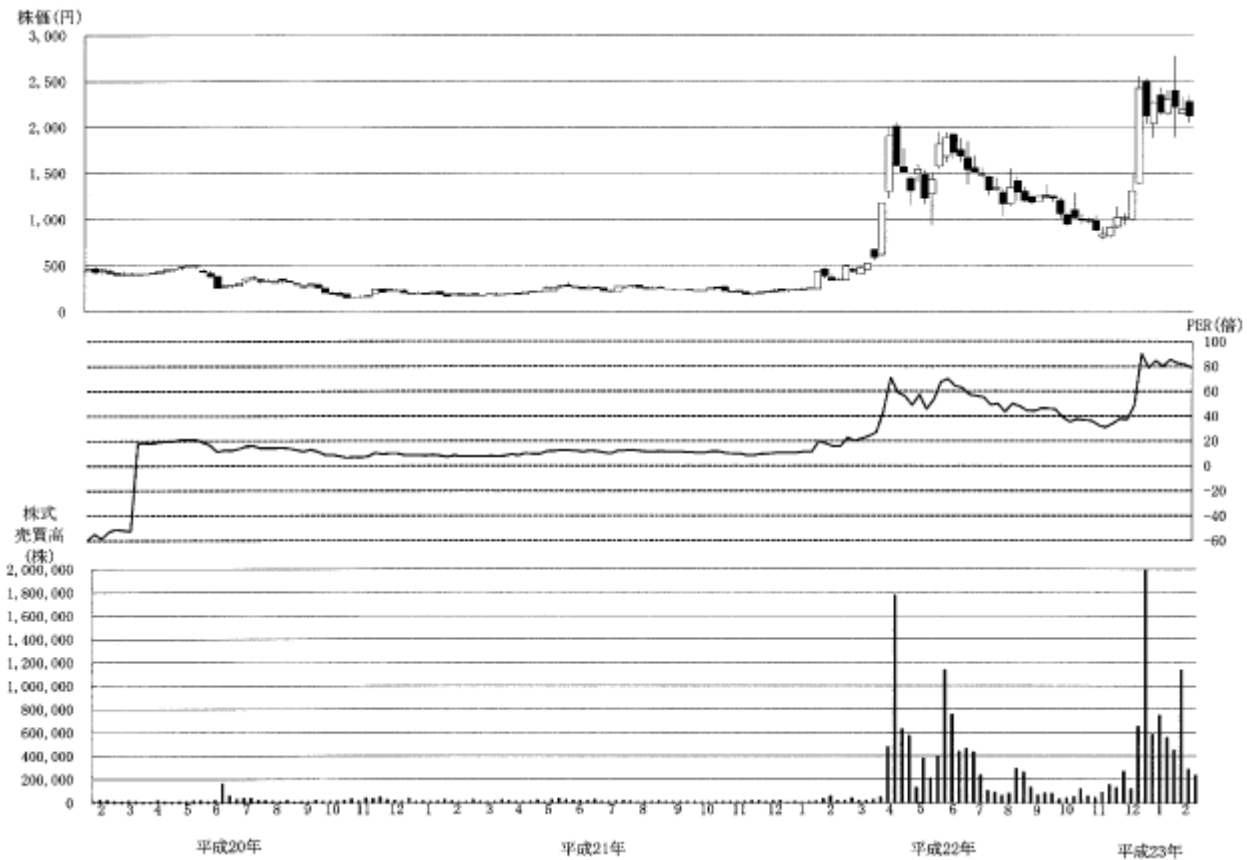
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日迄の期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.startia.co.jp/ir/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

〔株価情報等〕

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成20年2月18日から平成23年2月4日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 当社は、平成22年9月30日（木）を基準日とし、平成22年10月1日（金）を効力発生日として、普通株式1株を200株に分割しておりますので、平成22年9月27日（月）（株式分割前最終売買日）以前の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2 及至 4 記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
- 2 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、株式分割前最終売買日以前の株価については、当該株価を200で除した数値を株価としております。
- ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益（連結）}}$$

平成20年2月18日から平成20年3月31日については、平成19年3月期有価証券報告書の平成19年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を200で除して得た数値を使用。

平成20年4月1日から平成21年3月31日については、平成20年3月期有価証券報告書の平成20年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。

平成21年4月1日から平成22年3月31日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。

平成22年4月1日から平成23年2月4日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を200で除して得た数値を使用。

（平成19年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。）

4 株式売買高について、株式分割前最終売買日以前は当該株式売買高に200を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成22年8月18日から平成23年2月4日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1【設備計画の変更】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）現在、以下のとおりとなっています。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント	設備の 内容	投資予定金額 (千円)		資金 調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
提出 会社	本社 (東京都 新宿区)	ネットワーク ソリューション 関連事業	追加機能 開発	124,000	-	増資 資金 及び 自己 資金	平成23年度 第1四半期	平成26年 3月	顧客対応 能力向上
提出 会社	本社 (東京都 新宿区)	ネットワーク ソリューション 関連事業	ハード ウェア	102,000	-	増資 資金 及び 自己 資金	平成23年度 第1四半期	平成26年 3月	顧客対応 能力向上
提出 会社	本社 (東京都 新宿区)	-	基幹シス テム開発	157,000	-	増資 資金 及び 自己 資金	平成23年度 第1四半期	平成26年 3月	顧客対応 能力向上
スター ティア ラボ株 式会社	同社本社 (東京都 新宿区)	ウェブ ソリューショ ン関連事業	電子ブッ ク作成ソ フト開発	700,000	-	増資 資金 及び 自己 資金	平成23年度 第1四半期	平成26年 3月	顧客対応 能力向上

2【臨時報告書の提出】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期事業年度）の提出日（平成22年6月25日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月25日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金350円 総額7,488,950円

ロ 効力発生日

平成22年6月24日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、本郷秀之、笠井充、橋本浩和、古川征且、財賀明を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松永暁太を選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	18,423	40	-	(注) 1	可決 99.78
第2号議案 取締役5名選任の件					
本郷 秀之	18,450	13	-	(注) 2	可決 99.93
笠井 充	18,451	12	-		可決 99.94
橋本 浩和	18,451	12	-		可決 99.94
古川 征且	18,451	12	-		可決 99.94
財賀 明	18,451	12	-		可決 99.94
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
松永 暁太	18,451	12	-		可決 99.94

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

3【資本金の増減】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 第4 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成22年6月25日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）までの間において、以下のとおりとなっております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日 ～ 平成22年9月30日(注1)	428	22,572	6,420	424,692	6,420	409,692

(注1) 新株予約権の行使によるものです。

(注2) 平成22年10月1日をもって1株を200株に分割し、これに伴い発行済株式総数が4,491,828株増加しております。

4【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期事業年度）及び四半期報告書（第16期第3四半期）（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）までの間において有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」以外にも将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）現在においてもその判断に変更はありません。ただし、下記の「事業等のリスク」に記載した事項が顕在化した場合など、将来の経営環境その他の要因により達成できない可能性があります。

[事業等のリスク]

以下について、当社の事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項およびその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項に記載した予想、見通し等の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）現在で入手可能な情報に基づき当社で判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご注意ください。

(1) 当社事業を取巻く環境について

景気変動に伴う影響

当社は、企業のオフィス環境にとって必要性の高い商材（ビジネスホン、ネットワーク機器、ISP等）を、主に従業員300名未満の中堅・中小企業へ販売しております。特に、通信・ネットワークを専門に担当する部署の設置がされていない中小企業に対してこれら商材の販売を行っております。ユーザーの業種は、広く分散するように顧客基盤の拡充を図っておりますが、わが国のマクロ経済の悪化に伴い、ユーザーにおけるIT投資が控えられた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

業績の季節変動について

当社グループの業績は、第2四半期及び第4四半期に偏重する傾向があります。これは、仕入割戻しの受け入れが第2四半期及び第4四半期に多くなり、収益性が上昇することから、営業利益が増加する傾向があります。

販売方法について

当社は、当社のお客様とリース会社がリース契約を締結し、当社はリース会社に販売するという形態（リース売上）をとっております。リース売上は、売上高の44.3%（平成22年3月期）を占め、お客様がより手軽に情報通信機器を導入できることに加え、リース会社にお客様の与信審査を依頼することにより不良債権等の事故の発生を未然に防止することができるシステムとなっております。リース契約が成立しなかった場合には当社との現金取引となる場合もあり、よってリース契約が成立せず、かつ現金取引のできない顧客とは、受注自体が解約となる場合もあります。従って、今後、リース料率のアップや与信審査の状況変化によりリース契約が成立しないケースが著しく増加した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

競合について

当社の属する通信機器の販売を主とする業界は、比較的容易に通信事業者の代理店になることができ、個別商材ごとでは参入障壁が低いといわれております。当社は、営業社員やテレホンアポインターには複合商材の販売ができるよう複数の商材教育を実施しており、お客様へのサービス提供を行っております。また、機器関連の販売に加え、ホスティングサービス「Digit@Link（デジタルリンク）」や「ICTim(イクティム)」などの拡販にも努めており、毎月、その利用料を請求するストック型のサービスにも注力しており、企業のオフィスで必要性の高い商材の販売など多種多様な商品のラインナップを取り揃えております。

しかしながら、当社が考える差別化策は必ずしも十分であるとは限らず、競争力のある新規参入企業により当社の優位性が薄れた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

技術革新への対応のための知識の習得

当社の事業においては、顧客からの要求に応じて常に最先端かつ高度の通信技術、ネットワークシステムを提供していくことが重要な要素となります。しかし、このような要求に的確に対応して顧客満足度を向上させ、商品・サービスの提供に対する高付加価値を維持していくためには、急速な技術革新が進む通信市場・ネットワーク関連市場において、市場の動向を的確に把握し、最先端技術およびノウハウを取得し、これをお客様に継続的に提供する必要があります。当社は、通信事業者よりこれらの情報をタイムリーに入手し、各従業員への教育を実施しておりますが、当社がそのような教育への費用および時間を十分に確保することができず、技術革新への対応に支障が生じた場合には、当社の競争力が低下し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

人材の流動性について

当社の属する情報通信機器の販売を主に扱う業界は、技術革新が非常に早いとともに、人材の流動性が高いことが特徴であります。商材の販売は人材（社員）にある程度依存しており、当社は創業以来、“社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す”を企業理念として、“顧客満足度の向上は従業員満足度の向上から始まる”などの「ビジネススタイル」を表題に掲げております。有給休暇の増加など労務制度の充実、福利厚生の実施はもちろんのこと、従業員に対し商材ごとの教育を長期的に徹底して行うことにより、スキルアップを図るなどして、人材の流出を防止するとともに、人材の確保に努めております。

また、ストックオプション制度も導入し経営参画意識の高揚も図ってまいりました。今後とも、人材の確保育成は重要な経営課題として採用の精度向上などの策を講じて対処してまいります。予想外の人材の流出等が起きた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

システムダウン、ハッキングの可能性

ソリューション関連事業において電子メールや情報検索にとどまらず、eコマースなどの流通分野、商品・サービスの提供など多種多様なものが提供されております。このような状況下で当社は、安定したサービスの提供とシステム運用に努めており、データセンター（IDC）の選定には十分注意を払い、また、技術者の対応体制、カスタマーサポート体制を整備し障害対応に備えております。しかしながら、当社の危機管理体制では対応できないレベルのハッキング、システムダウンなどの障害が生じた場合には、当社のサービス利用者様に一定の損害を与える可能性があります。当社のサービス約款には免責条項がありますが、当社の業績に影響を与える可能性があります。

関連法規制について

現在、当社で提供する通信事業、インターネットに係る事業につきましては、以下の法規制を受けております。インターネットの普及及び諸外国の法規制・ルール化の進行によりわが国でも、新たに法規制・ルール化が明確となりつつありますが、既存の法律を含めた改正、新たな法律の制定、何らかの自主規制が求められることにより当社の事業が制約され、当社の事業に影響を与える可能性があります。

イ．風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」は、風俗営業に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図ること等を目的として制定された法律であります。インターネット接続サービスには利用者へのサーバースペース提供が伴うため、接続業者は自社サーバー上の管理責任につき努力義務を負うこととされ、当社はこの法律の適用を受けることとなります。

当社は、約款等において出会い系サイト等による犯罪に係る事項、猥褻等公序良俗に反する情報の掲載、その他法律に違反する行為等を禁止する旨を顧客に周知し、同意していただいております。しかしながら、お客様が掲載するホームページに関して、当社に対し利用者もしくはその他関係者、公安、行政機関等から指導、クレーム、勧告等を受ける可能性があります。

ロ．個人情報の保護に関する法律

当社の運営するホスティングサービスの顧客は、従業員300名未満の法人が主な顧客層で、SOHOや個人事業主など一般の顧客に対する販売、サービス提供も一部含んでおります。そのため、ホスティングサービスの顧客など個人情報保護の観点により施行された「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けることとなります。

当社は、内部管理体制の整備を行っており、情報管理の強化に努めておりますが、十分に対応できない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ハ．不正アクセス行為の禁止等に関する法律

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」は、電子通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律であります。よってホスティングサービス事業者は、電気通信回線に接続している電子計算機の動作を管理する者への不正アクセス行為から防御するための必要な措置を講ずる旨の努力義務が定められております。当社の運営するホスティングサービスも電子計算機の動作を管理する者としてこの法律の適用を受けることとなります。当社は、ネットワークに関するセキュリティ機器・ソフトの導入などを実施し不正アクセス行為の防御策の強化を図っておりますが、不正アクセスがあった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ニ．特定商取引に関する法律

「特定商取引に関する法律」は、特定商取引（訪問販売、通信販売等）を公正にし、また、購入者が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律であります。当社は、電話勧誘販売等について消費者保護の観点から一定の規制を行っている同法律の遵守についても社員への啓蒙活動を行っております。しかしながら、将来法律の改正や新法の成立によって当社の電話勧誘方法に問題が生じた場合は、当社の業績及び事業活動に影響を与える可能性があります。

(2) 経営者への依存度について

当社の事業の推進者は、当社代表取締役社長である本郷秀之であります。同氏は当社設立以来の最高責任者であり経営方針や戦略の決定等において重要な役割を果たしております。また、当社が他業界の有力企業と提携を結び共同事業を進める上でも、同氏の幅広い人脈が貢献しております。このため現時点では想定されておりませんが、同氏が退任するような事態となった場合、当社の事業戦略の推進および業績に影響を与える可能性があります。

(3) その他

利益還元に関する方針について

当社は、株主に対する利益還元策を重要な経営課題と認識しております。経営基盤及び競争力の強化のため、必要な内部留保に努めてまいりました。そのため、当社の剰余金の配当は、期末配当を年1回安定的に継続して配当を行ってまいりましたが、今後は、中長期戦略に基づく株主還元の強化を目的として、配当方針を年間1円75銭の配当に加え、1株当たり当期純利益の10%相当額が年間1円75銭を超えた場合は業績配当金として差額を配当し、配当金総額が当期純利益の10%相当額となるようにしてまいります。

ストックオプションについて

当社は、取締役、監査役および従業員に対しインセンティブ付与のため、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権（ストックオプション）を発行しております。同新株予約権に関する潜在株式数は169,200株であり、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）現在の潜在株式を含む発行済株式総数の3.6%に相当しております。今後も株主総会の承認が得られる範囲内において、このようなストックオプションの付与を継続する方針ですが、これらのストックオプションが行使された場合は、当社株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、当該制度の内容については、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) スtockオプション制度の内容」をご覧ください。

調達資金の使途

公募増資による資金使途といたしましては、クラウドサービス関連の追加開発費用、社内基幹システム構築のための費用、借入金の返済及び当社の連結子会社であるスターティアラボ株式会社に投融資を行い、電子ブック作成ソフト関連の開発費用等として充当することを予定しております。

これらの設備投資等は、当社グループの事業拡大に寄与するものと認識しておりますが、従来の設備投資に対して比較規模の大きな投資となります。しかしながら、当該設備投資が必ずしも当社グループの成長に寄与せず、期待通りの収益を確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第15期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成23年2月18日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月23日

スターティア株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスターティア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターティア株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. (セグメント情報) 事業の種類別セグメント情報 3. 事業区分の変更に記載されているとおり、会社は事業区分を変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年4月10日開催の取締役会において、平成21年7月31日付で会社の事業の一部を分割することを決議し、分割契約書を締結した。また、同日開催の取締役会において、承継会社の第三者割当増資を引受けることを決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スターティア株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、スターティア株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月23日

スターティア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原井 武志

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスターティア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターティア株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スターティア株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、スターティア株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月23日

スターティア株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪 瀬 忠 彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスターティア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターティア株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年4月1日において、会社の事業の一部を分割し、新設会社に承継した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成21年4月10日開催の取締役会において、平成21年7月31日付で会社の事業の一部を分割することを決議し、分割契約書を締結した。また、同日開催の取締役会において、承継会社の第三者割当増資を引受けることを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

スターティア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原井武志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスターティア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スターティア株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

スターティア株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原井 武志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスターティア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スターティア株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月4日

スターティア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原井 武志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスターティア株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スターティア株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。